区分	額
消防庁並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。） 組合実施市町村（一部事務組合等を組織し、救急業務を実施する市町村をいう。以下この表において同じ。）以外の市町村	二四、八三〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	二六、〇五〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	三七、二四〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一	三九、〇八〇、〇〇〇円
当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行つている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。） その他の市町村	四、六六〇、〇〇〇円
当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一二、四二〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては八、二八〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、二一〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては四、九七〇、〇〇〇円	一八、六二〇、〇〇〇円
当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一八、六二〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一二、四一〇、〇〇〇円、六	四、八八〇、〇〇〇円
当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一三、〇三〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては八、六八〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、五一〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては五、二一〇、〇〇〇円	一九、五四〇、〇〇〇円
当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一九、五四〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一三、〇三〇、〇〇〇円、六	四、八八〇、〇〇〇円